3 地域生活の充実

事業名:福祉教育の推進

[教育委員会学校教育課]

目 的

様々な立場のかたとの交流等を通して、ともに生きていこうとする福祉の心を育てる教育活動の充実を図ること。

現 状

小・中学校では、総合的な学習の時間や教科・道徳の時間等における、障害者や高齢者、幼児との交流等を通して福祉に対する理解を深め、ともに生きていこうとする福祉の心を育てています。

平成18年度は、総合的な学習の時間において、小学校38校、中学校15校が福祉教育を取り上げて学習を進めている状況にあります。

活動例

- ・手話や点字の学習、障害児(者)との交流活動
- ・老人福祉施設、病院の訪問、交流活動
- ・地域の幼稚園や保育所の訪問、交流活動

評価・検証

福祉教育に対する住民のニーズは高まっており、各校では総合的な学習の時間のみにとらわれず、学校行事や生徒会活動、部活動等、全教育活動の中で、幅広く取り組んでおり、今後もさらに充実すべきと考えます。

整備の方向

「総合的な学習の時間」支援事業の継続実施、教職員研修の充実等における学校支援を通して、小・中学校における福祉教育を一層推進していきます。(継続)

事業名:教育相談事業

「教育委員会学校教育課]

目 的

各小・中学校、教育委員会の教育相談体制の充実を図り、児童生徒や保護者の不安や悩みに対応すること。

現状

児童生徒や保護者の不安や悩みに対応するため、スクールカウンセラー(県事業)のほか、心の教室相談員(県からの委託事業)、子どもと親の相談員(県からの委託事業)、すくうる・みらい専門相談員(市事業)を派遣し、すべての学校で専門家による教育相談を受けることができるようにしています。平成17年度は、計4,942件の相談がありました。

また、適応指導教室「すくうる・みらい」および教育研究所に、不登校やいじめ等に関する相談窓口を設け、電話相談・来所相談に応じています。平成17年度は、計231件の相談がありました。

評価・検証

スクールカウンセラー等が各校に派遣されることにより、専門的な立場からのアドバイスを生かしながら、カウンセラー等、教員、保護者が連携して子どもの支援にあたることができるようになっています。

整備の方向

児童生徒や保護者の不安や悩みが多様化し、相談へのニーズが高まっており、今後も、 気軽に相談できる教育相談体制の充実を図っていきます。(継続) 事業名:小・中学生と障害児(者)との交流

「教育委員会学校教育課]

目 的

小・中学生と障害児(者)との交流を推進し、障害の有無にかかわらず、ともに生きていこうとする心を育てること。

現 状

小・中学校では、地域の障害者施設や特別支援学校(1)との交流のほか、特別支援学級(2)に在籍する児童生徒が通常の学級の児童生徒とともに学ぶ交流学習を実施しています。

平成18年度においては、小学校13校、中学校4校が地域の障害者福祉施設等の訪問や障害者との交流等の体験活動を実施しているほか、すべての特殊学級において、通常学級との交流学習を実施しています。

また、総合的な学習の時間に、障害児(者)を学校に招き、手話や点字を学んだり、講話を聞くなどの交流活動を実施しています。

(1)特別支援学校

学校教育法の一部改正により、平成19年4月1日より、「養護学校、聾学校、盲学校等」を「特別支援学校」に改めることとなった。

(2)特別支援学級

学校教育法の一部改正により、平成19年4月1日より、「特殊学級」を「特別支援学級」に改めることとなった。

評価・検証

障害児(者)との交流は、豊かな心を育て、共生の心や態度をはぐくむうえで有意義な体験になると考えます。

整備の方向

障害の有無にかかわらず、ともに生きていこうとする心を育てるため、ノーマライゼーションの考え方に立ち、小・中学生と障害児(者)との交流をさらに推進していきます。 (継続)

事業名:男女共生社会の推進

「 男女共生・次世代育成支援室 1

目 的

誰もが互いの人権を認め合い、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる社会の実現をめざすこと。

現 状

わが国では、戦後、憲法のもとで「男女平等・男女同権」が保障されましたが、人々の 意識の変革はなかなか進みませんでした。このことへの取り組みを加速させたのが、「国 際婦人年」に始まる世界的潮流です。

国連においては、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とすることを提唱し、同年6月に「第1回世界女性会議」を開催、その中で「世界行動計画」が採択されました。

また、1976年(昭和51年)からの10年間が「国連婦人の十年 - 平等・発展・平和」と宣言され、1979年(昭和54年)には「女子差別撤廃条約」が採択されるなど、女性の人権、地位向上についての取り組みが全世界的な規模で行われ、着実な進展を見せてきました。

これらの国際社会の動きに連動して、わが国でも、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」を批准し、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」などの法的基盤の強化、推進機構の整備、各種制度の充実が図られてきました。

加えて、「男女平等・男女同権」から「男女共同参加」へ、さらには「男女共同参画」へとレベルアップしていくために、1999年(平成11年)には**「男女共同参画社会基本法」**が成立し、「男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられ、国、地方公共団体、そして国民、それぞれが責任をもって男女共同参画社会の形成に関する取り組みを推進することが求められています。

男女共同参画社会基本法の基本理念

男女の人権の尊重(第3条)

社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)

家庭生活における活動と他の活動の両立(第6条)

男女共同参画社会の形成のための国際的協調(第7条)

秋田市においては、「男女共同参画社会」という用語を「男女共生社会」と読み替えし、 男女という性別だけではなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわりなく、誰もが 互いの人権を認め合い、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができる社会をめ ざすこととしています。

こうした流れを受けて、本市では次のような取り組みをしています。

1 男女共生社会への市民行動計画書

第2次市民行動計画「パートナーシップ・プラン2005」の見直しによる、第3次 市民行動計画を策定し、男女共生社会の実現のための各種施策・事業を推進しています。

2 秋田市男女共生推進会議

本市における男女共生政策の現況と課題の検討、効果的・実践的な施策・事業の企画 運営および実行を目的に、「秋田市男女共生推進会議」を開催しています。

3 未来づくり女性セミナー

政策立案・意思決定の場に女性が参画していけるように、人材養成事業として「未来 づくり女性セミナー」を開催しています。

4 女性公職参画率

さまざまな分野での女性の参画を促進するために「女性人材リスト」を作成するとと もに、各種審議会・委員会への女性の登用を促進しています。

5 しあわせ実感男女フォーラム

「男女共生社会」を推進するため、男女共生に関する講演会・映画上映、リーフレットの配布などを内容とした「しあわせ実感男女フォーラム」を開催しています。

6 男女共生出張講座・研修会

「男女共生社会」への理解を深めてもらうため、幅広い年代・職種を対象とした講座や研修会を開催しています。

評価・検証

平成17年度の秋田市役所の機構改革において、これまでの「男女共生政策室」が「男女 共生・次世代育成支援室」となり、「男女共生」と「次世代育成」の取り組みについて、 一体的・相互補完的な取り組みを進めています。

今後は、「男女共生社会」についての意識が、これまで以上に市民の日常生活に広く浸透していくことが求められています。

1 男女共生社会への市民行動計画書(継続)

第3次市民行動計画に基づいて、男女共生社会の実現のための各種施策・事業を推進 します。

- 2 秋田市男女共生推進会議(内容変更、19年度)秋田市男女共生推進会議の体制を見直しします。
- 3 未来づくり女性セミナー(継続)

政策立案・意思決定の場に、より多くの女性が参画していけるように、人材養成事業 として「未来づくり女性セミナー」を開催していきます。

4 女性公職参画率(内容変更、19年度)

女性公職参画率の目標数値を50パーセントに設定するとともに、「女性人材リスト」 を活用し、各種審議会・委員会への女性の登用を促進していきます。

5 しあわせ実感男女フォーラム(内容変更、~20年度)

「男女共生社会」についての意識が、市民の日常生活に広く浸透していくように、内容の見直しを検討していきます。

6 男女共生出張講座・研修会(内容変更、~20年度)

「男女共生社会」についての意識が、市民の日常生活に広く浸透していくような講座や研修会の開催を検討していきます。

事業名:障害者週間・精神保健福祉運動週間

「 障害福祉課・健康管理課]

目 的

市民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のあるかたが、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること。

現 状

平成16年に障害者基本法が改正され、それまで12月9日を「障害者の日」と定めていた 規定が、12月3日から9日までを「障害者週間」とする規定に改められました。

「障害者週間」において、国では啓発用ポスターや作文などを公募し、ポスターについては全国に掲示しています。また、政府広報を通してテレビ、インターネットなどを活用した広報活動を実施しています。

加えて、精神障害について、国は10月に「精神保健福祉運動週間」を設定し、精神保健や精神障害者の福祉の向上について、広く国民の理解を深める機会としています。

市ではこれらの期間中に市庁舎に啓発用看板を揚げたり、心の問題に関する健康教育を開催するなどして、障害者に対する市民意識の醸成に努めています。

評価・検証

「障害者週間」や「精神保健福祉運動週間」を知る人はまだ少なく、多くの市民にこれらの週間と障害への理解・認識をより深めてもらうために、 P R 活動を続けていく必要があります。

整備の方向

市民一人ひとりに、障害への理解と認識を深めてもらうために、「障害者週間」および「精神保健福祉運動週間」には、庁舎前の看板の設置、心の問題に関する健康教育の開催を継続するとともに、広報あきた・市政テレビ番組を活用した広報活動などを検討します。

また、市が主催する各種イベントには、障害のある人に積極的に参加を呼びかけ、障害者が中心となって開催するイベントの際には広報活動などの支援を行っていきます。 (継続) 事業名:精神障害についての正しい知識の普及

「健康管理課]

目 的

精神障害者への誤解や偏見をなくし、精神障害者の社会参加と自立について市民の理解と関心を深めるとともに市民が心の健康づくりに関心を持ち、自らの問題を解決できる力を養うこと。

現 状

1 健康教育 こころの健康アップ講座

自立訓練法講座

職場におけるハートリフレッシュ事業

こころの相談窓口従事者研修

地区健康講話会等心の健康づくり活動

(実施状況)

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
回数(回)	4	7	10	14	26
参加者(人)	400	162	279	485	621

2 アルコール家族教室

アルコールに関連する問題を抱える家族のかたを対象とし、病気の治療や回復の過程、 飲酒による問題行動への対応についてお互いに学び合い支え合うことで、こころの健康 を回復することを目的として実施しています。

平成17年度まで、月1回精神科医を講師として開催しました。

(実施状況)

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
回数(回)	12	12	12	12	12
実人数(人)	13	26	18	9	8
延べ人数(人)	36	57	48	24	13

3 広報あきた、FM秋田を利用した情報提供

広報あきたでは単独のコーナーで適正飲酒やうつ病をテーマとした記事を掲載しました。FM秋田では講座開催のお知らせに合わせて、心の健康づくりについてのポイントを紹介したり、悩みを抱えず、気軽に相談することを呼びかけました。

健康教育として実施した各講座は、受講者に好評で、心の健康や精神障害者の理解への 関心が高まってきています。

平成17年度に心の健康づくりについての地区活動を重点的に実施し、引き続き次年度も 地区住民による継続的な取り組みが見られました。

アルコール家族教室については、継続的に参加する家族が徐々に減少してきており、PRの強化や教室運営についての検討が必要です。

整備の方向

今後も健康教育や広報等で市民に情報提供していき、精神保健福祉の知識の普及に努めていきます。また、各事業実施にあたっては、内容や開催方法を更に工夫していきます。 (継続) 事業名:障害者製作製品の周知促進

[障害福祉課・健康管理課]

目 的

障害者の製作製品の周知を促進し、障害者への理解と認識を高めるとともに、障害者の 生きがいづくりを図ること。

現状

障害者の製作製品について、小規模作業所、授産施設等の各施設内において、または各種イベント等に出向いて展示販売等を行っています。

(主な作業品目)

裁縫品目	エプロン、軍手、まくら、ぬいぐるみ、家庭用万能化学雑巾、
	ポケットティッシュケース等
栽培品目	花、野菜、椎茸等
木工品目	花器台、園芸用品等
食料品目	たまご、海苔、ふりかけ、犬用クッキー等
手芸品目	手すきはがき、さをり織り、箸置き、コースター等

評価・検証

障害者への理解を高め、また、障害者の生きがいづくりを図るためにも障害者の製作製品を展示または販売するスペースを拡大するなどして、障害者の製作製品の周知を図る必要があります。

整備の方向

障害者の製作製品について、市の公共施設での展示または販売スペースの開設について 検討します。また、市が主催する各種イベント等における展示や販売について支援します。 (継続) 事業名:相談支援等事業(地域生活支援事業)

「 障害福祉課・健康管理課]

目 的

障害者やその介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害児(者)の擁護のために必要な援助を行うともに、療育指導を実施し、障害児(者)の地域生活を支えること。

現状

これまで、在宅の身体障害者の福祉サービス利用時の手続き代行業務や相談業務等を行う市町村障害者生活支援事業については、「障害者生活支援センターほくと」に委託し、在宅の知的障害児(者)、重症心身障害児(者)、身体障害児の療育指導、相談等を行う地域療育等支援施設事業については、「竹生寮」に委託し、それぞれ実施していました。

また、精神障害者の各種相談や福祉保健サービスに関する情報提供、地域交流活動など、 生活全般にわたって支援を行う精神障害者地域生活支援センターとして、「クローバー」 が設置されていました。

平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、これらの事業は、地域生活支援事業として位置づけられ、相談支援等事業と名称を改め、事業を追加して実施しています。

(実績件数)

年 度	15年度	16年度	17年度
身体障害者生活支援事業(ほくと)	1,834	1,768	1,825
知的障害児(者)療育等支援事業(竹生寮)	4,283	5,062	4,806
うち訪問療育等支援事業	236	495	441
うち外来療育等支援事業	888	1,276	1,285
うち地域生活支援事業(実動)	923	832	796
(電話)	2,224	2,412	2,227
うち施設支援一般指導事業	12	47	57
精神障害者地域生活支援センター「クローバー」	1,631	494	597

H16.4.1より一部事業を(福)グリーンローズへ再委託。心身障害児通園事業はH16.3.31で廃止精神障害者地域生活支援センター「クローバー」は、精神障害者社会復帰施設としての実績を計上

(相談支援等事業委託事業者)

名称	主な対象者	所在地	運営主体
ほくと	身体障害者	秋田市下新城中野字街道端西11-1	社会福祉法人北杜
竹生寮	知的障害者	秋田市柳田字竹生168	社会福祉法人秋田育明会
クローバー	精神障害者	秋田市飯島道東二丁目13-20	医療法人久盛会

【事業概要】

- 1 相談支援事業(ほくと・竹生寮・クローバーで実施)
 - 障害者等の相談に応じ、必要な情報提供、助言およびその他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。
- 2 市町村相談支援機能強化事業(ほくと・竹生寮・クローバーで実施) 相談支援が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を委託相談支援事業者に配置 する。
- 3 住宅入居等支援事業(ほくと・竹生寮・クローバーで実施) 賃貸契約による公営住宅および民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人が いない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な連絡調整等を行う。
- 4 障害児等療育支援事業(竹生寮でのみ実施)

在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

難聴児やことばの遅れのある児童等を対象とした事業の一部を社会福祉法人グリーンローズへ再委託することにより、事業の充実を図る。

評価・検証

これまでの実績のように、相談支援に対する需要は恒常的にあり、今後とも実施すべき と考えています。

また、障害者自立支援法の施行により、必要な障害福祉サービスの情報提供・支援等がますます重要になってきています。

整備の方向

今後は、地域自立支援協議会、相談支援部会などを活用しながら、実施事業者等と連携 を深め、障害者がより地域で生活しやすい相談支援体制づくりに努めます。(継続) 事業名:地域自立支援協議会(地域生活支援事業)

「 障害福祉課・健康管理課]

目 的

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設置すること。

現状

障害者自立支援法の相談支援事業の中で、市町村必須事業として位置づけられました。 地域生活支援事業の実施に合わせて、18年10月に地域自立支援協議会を設置し、委託相談 支援事業者の運営評価、関係機関のネットワーク構築に向けた協議等を行っています。

協議会委員の構成は、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、 障害者関係団体および学識経験者等となっています。

評価・検証

委託相談支援事業者の運営評価について、協議会の場で行うことにより、中立・公平性を確保できます。

また、地域づくりの中核として、障害者を地域で支えるため、今後、具体的な相談体制づくりが課題となっていきます。

整備の方向

地域の社会資源の開発や改善等を行い、障害者が地域で生活しやすいシステムづくりに 努めていきます。(継続)

19年4月には、地域自立支援協議会に相談支援部会を設け、相談支援内容の充実を図っていきます。(19年度新規)

事業名:成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)

「 障害福祉課・健康管理課]

目 的

判断能力が不十分なため、財産の管理や契約の締結等の法律行為が困難な障害者に代わり、法律行為を代行する成年後見制度の利用について支援すること。

現 状

判断能力が不十分な障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が困難である障害者について、審判の請求を行い、その費用を一時立て替えます。また、審判請求に要する費用や後見人等の報酬については、必要に応じ全部または一部を助成します。

なお、平成17年度までの利用実績はありませんが、平成18年10月からは、障害者自立支援法の施行により、地域生活支援事業として事業を行っていくものです。

評価・検証

親族が不明な重度の障害者などの成年後見は、高齢化の進展などにつれて、今後ますます必要性を増してくると考えられますが、対象者の親族調査や成年後見等の申立に関する親族の意思確認等の事務手続きが難航すると思われます。

整備の方向

相談支援事業の事業者等と連携し、事例が発生した場合に、市長申立の手続をスムーズに行えるように、作業手順や審判請求手続等の市の体制を整備していきます。(継続)

事業名:コミュニケーション支援(地域生活支援事業)

「障害福祉課]

目 的

聴覚障害等のため意思疎通に支障があるかたに対し、手話通訳者の設置、手話通訳者、 要約筆記奉仕員の派遣等により、意思疎通の円滑化を図ること。

現 状

1 手話通訳者設置事業

秋田市社会福祉協議会に2名、障害福祉課に1名の合わせて3人の手話通訳者を設置 しています。

(通訳実績・回数)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度
市社会福祉協議会	972	1,039	964	1,054
障害福祉課	515	492	348	451

2 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

平成18年10月からの障害者自立支援法施行により、手話通訳者派遣事業および要約筆記奉仕員派遣事業が市町村地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として位置づけられたことから、県事業を引き継いでいます。なお、要約筆記とは、主に難聴者・中途失聴者のかたに話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことで、パソコンを使いプロジェクターへ映す、OHPを使用する、紙に文字を書くなどの方法があります。

3 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成事業

聴覚障害者の社会参加を促進するための情報支援として、平成10年度から「市町村障害者社会参加促進事業」の中で手話奉仕員の底辺を拡大するため、一般市民を対象とする手話奉仕員養成講座として、入門課程を20回、基礎課程を27回実施しています。

なお、要約筆記奉仕員については、平成18年度までは県事業として実施されています。

手話奉仕員養成講座(修了者数)

	•		_ (,	
15年度	入門課程	41人	基礎課程	33人
16年度	入門課程	33人	基礎課程	27人
17年度	入門課程	33人	基礎課程	21人

手話通訳者設置事業、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業ともに聴覚障害者等のコミュニケーション手段として、通院や社会参加に欠くことのできない事業となっています。

また、手話奉仕員養成事業については、聴覚障害者等と日常会話ができる手話奉仕員が 身近に増えることによって、聴覚障害者等の情報コミュニケーションの幅が広がっている ことから、要約筆記奉仕員養成事業も加え、聴覚障害者等のコミュニケーションを促進す るための支援者をさらに養成していく必要があります。

整備の方向

手話通訳者派遣事業および要約筆記奉仕員派遣事業の広報に努めるとともに、手話通訳者設置事業と連携・調整を図りながら、適切な派遣コーディネートを行い、聴覚障害者が安心して生活できる体制づくりをさらに進めていきます。(継続)

また、手話奉仕員養成事業については、受講修了者が秋田県が実施する手話通訳者養成事業へ進むことができるように、県事業との連携を図っていきます。(継続)

平成18年度に要約筆記奉仕員派遣事業が市町村事業になったことに伴い、新たに要約筆記奉仕員養成事業を実施します。実施にあたっては、できるだけ多くの要約筆記奉仕員を登録できるよう事業の周知を図るとともに、より高い技術を取得した要約筆記奉仕員の養成をめざします。(19年度新規)

事業名:日常生活用具の給付(地域生活支援事業)

「 障害福祉課・健康管理課]

目 的

在宅の重度障害児(者)に対し、障害の内容や程度に応じて日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ること。

現 状

1 身体・知的障害児(者)

在宅の重度障害児(者)に対し、原則として国が定めた日常生活用具を障害の内容および程度に応じて給付するほか、福祉電話を貸与しています。給付品目については、在宅での自立、生活の質の向上、介護者の負担軽減等を図るため、電気式たん吸引器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、特殊寝台等41種類となっています。

なお、利用者負担額は、平成18年10月から原則1割負担に変更となりました。

(1) 日常生活用具の給付状況(件数)

安安	浴槽	便 器	透析液加温器	用ポータブ	タイプ		たん	聴覚障害 者用屋内 信号装置		重要等	その他
13年度	0	0	5	2	0	3	31	23	6	1	106
14年度	1	0	5	0	0	3	29	15	6	2	102
15年度	1	3	6	1	0	6	28	15	7	2	106
16年度	1	0	7	13	0	2	41	5	7	1	81
17年度	0	2	7	13	1	7	41	5	10	2	122

盲人用テープレコーダーは、平成16年度から視覚障害者用ポータブルレコーダーに改正

(2) 福祉電話の貸与状況 累計30件(平成17年度末現在)

2 精神障害者

これまで、精神障害者に対する日常生活用具の給付は行われておりませんでしたが、 障害者自立支援法の地域生活支援事業として、平成18年10月から、頭部保護帽・火災警 報器・自動消火器の給付が対象となりました。 これまでの給付実績からみて、在宅の重度身障児(者)の日常生活の便宜と介護者の負担軽減が図られており、今後とも事業を継続すべきものと考えています。

また、用具を給付できる障害の種別や程度の範囲等について、拡大を望む意見が多数あることから、それらについての検討が必要となっています。

なお、平成18年の障害者自立支援法施行により、本事業は、精神障害者をも対象とする 地域生活支援事業として、国の要綱に基づき本市の特性や利用者の状況に応じて実施する ことが可能となりました。

整備の方向

地域生活支援事業として、利用者の意見・要望を聞きながら給付(貸与)する品目、給付対象者の拡大等について検討し、必要に応じて国に要望するなどしながら事業を継続していきます。(継続)

事業名 移動支援(ガイドヘルパー派遣)(地域生活支援事業)

「 障害福祉課・健康管理課]

目 的

屋外で移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を支援すること。

現 状

屋外で移動が困難な障害者が社会参加などで外出する際の移動の支援を行います。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から地域生活支援事業の移動支援事業として位置づけられ、以下のような事業を地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施することとされています。現在、本市で実施している事業は、個別支援型とグループ支援型ですが、グループ支援型については、利用者の安全を考慮し、支援者1人につき障害者2人までとしています。なお、通院のための移動の支援については、障害福祉サービスの居宅介護(通院介助)として実施します。

- 1 個別支援型
 - ・個別支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
- 2 グループ支援型(実施する事業者がいれば実施)
 - ・複数の障害者への同時支援
 - ・屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際 の支援
- 3 車両移送型
 - ・福祉バス等車両の巡回による送迎支援
 - ・公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、 各種行事の参加のための運行等、必要に応じた支援

参考 ガイドヘルパー利用実績

年 度	15年度	16年度	17年度
延べ利用人数	459	570	542

実績は旧法による外出介護(社会参加および通院介助)のもの

より柔軟に実施できる市町村事業となったことにより、これまではできなかった複数の 障害者への同時支援などが可能となり、幅広いニーズに対応できます。

一方、新しい事業を市の独自の基準により、どのように安全を確保しながら実施していくかが大きな課題と考えられます。

整備の方向

車両移送型については、現在、実施事業者、安全性の確保等が難しいため、実施は難しい状況です。

個別支援型、グループ支援型については、市町村事業となったメリットを生かしながら、 突発的なニーズへの対応ができるよう、柔軟性のあるサービスの提供に努めていきます。 (継続) 事業名:地域活動支援センター機能強化事業(地域生活支援事業)

「 障害福祉課・健康管理課]

目 的

障害者に対し、創作活動または生産活動の機会の提供や社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図ること。

現 状

障害者自立支援法施行に伴う地域生活支援事業の実施により、施設で行う事業内容や職員の配置など一定の基準を満たす小規模作業所や地域生活支援センターなどは、地域活動支援センターとなることができます。さらに、その地域活動支援センターが法人格を有し、機能・体制の強化を図ることにより、 ~ 型に区分された地域活動支援センター強化事業として、国庫補助の対象となります。

秋田市では、平成18年10月より、精神障害者地域生活支援センター「クローバー」が、 型の地域活動支援センターとなり、相談支援や交流活動などを行っています。

既存の小規模作業所については、主に身体障害者および知的障害者を対象とした5か所のうち2か所が、また、精神障害者を対象とした2か所すべてが、より内容を充実し、型の地域活動支援センターへ移行する予定です。

地域活動支援センター機能強化事業の事業形態

型	型	型
事業内容	事業内容	事業内容
専門職員(精神保健福祉士	地域において就労が困難な	障害者を通所させ、創作的
等)配置による福祉および	障害者を通所させ、機能訓	活動、生産活動の機会の提
地域の連携強化、地域住	練、社会適応訓練、入浴等	供、社会との交流の促進等
民ボランティア育成、障	のサービスを行う。	を図るとともに、日常生活
害への理解促進を図る普		に必要な便宜を供与する。
及啓発、相談支援等を行		
う。		

(設置状況・平成18年10月1日現在)

名称	区分	所在地	運営主体
クローバー	型	秋田市飯島道東二丁目13-20	医療法人久盛会

障害者が生き生きと地域で暮らすために、日中活動の場として地域の障害者の受入態勢を整備することが求められており、小規模作業所等の経営の安定化と機能充実が図られるよう、小規模作業所等からの地域活動支援センターへの移行を推進し、障害者の地域生活を支援していく必要があります。

整備の方向

既存の地域活動支援センターとの連携を図るとともに、今後の小規模作業所等の地域活動支援センターへの移行については、各施設からの相談等に応じながら支援し、地域活動 支援センターの整備および機能・体制の強化を図ります。(継続) 事業名:訪問入浴サービス(地域生活支援事業)

「障害福祉課]

目 的

歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情のある在宅の重度身体障害者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、在宅生活を支援すること。

現 状

在宅の重度身体障害者は、平成11年度までは高齢者施策である「在宅高齢者等日常生活支援事業」の中の訪問入浴サービスを利用することができましたが、平成12年4月に介護保険制度が始まると、若年の重度身体障害者は介護保険サービスの対象外となったことから、障害者施策として新たにサービスを提供する必要が生じ、障害者自立支援・社会参加総合推進事業の一事業として実施されてきました。

平成18年10月からは、障害者自立支援法の施行に伴い地域生活支援事業の一事業となりました。利用者の収入等の状況に応じて、一部利用者負担があります。

(利用状況)

年 度	登録者数 (人)	延べ利用回数(回)
15年度	5	141
16年度	2	72
17年度	3	107

評価・検証

重度身体障害者の在宅生活を支援するため、引き続き実施する必要があると考えられます。

整備の方向

地域生活支援事業として、引き続き実施します。(継続)

事業名:日中一時支援事業短期入所型(地域生活支援事業)

[障害福祉課]

目 的

障害児(者)を介護するかたが、急病、冠婚葬祭、介護疲れなど一時的な理由で介護できない場合に、心身障害児(者)施設を活用し、一時的に保護したり、生活訓練等の指導を行い、在宅での地域生活を支援すること。

現状

平成18年10月の障害者自立支援法施行により、障害福祉サービスとしての宿泊を伴わない短時間の利用は制度としてなくなることから、地域生活支援事業の日中一時支援事業短期入所型として市が実施します。

利用時間に応じた利用者負担があります。

評価・検証

宿泊を伴わない短時間の利用については、今後も需要が見込まれることから、事業の実 施が必要と考えられます。

整備の方向

地域生活支援事業として、引き続き実施します。 (継続) 事業名:居宅介護(ホームヘルパー派遣)

[障害福祉課・健康管理課]

目 的

障害児(者)の家庭にホームヘルパー(訪問介護員)を派遣して、身体の介護や家事の援助などのサービスを提供し、地域生活を支援すること。

現 状

障害のため日常生活に支障がある障害者に対し、食事の支度や洗濯などの家事の援助や 入浴・洗髪などの身体の介護、通院介助等を行っています。

(ホームヘルパー実利用人数)

年 度	身体障害者	知的障害者	精神障害者
15	97	5	10
16	96	8	16
17	91	10	23

評価・検証

ホームヘルプについては、障害者の高齢化とそれに伴う障害の重複化や障害者の地域生活への移行が進められることなどにより、今後需要が高まるものと考えられます。

整備の方向

利用者の意見等を聞きながら家庭環境や個々の身体状況に応じたサービスの提供に努めつつ、今後も事業を継続します。(継続)

事業名:「食」の自立支援事業

「 障害福祉課・高齢福祉課]

目 的

身体障害者や一人暮らし高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供しつつ安否確認を行い、在宅での自立した生活の継続を図ること。

現 状

身体障害者2級以上のかたや一人暮らし高齢者で、調理が困難なかたを対象に、栄養バランスのとれた食事を、1日1回、週3回を限度に、委託業者が利用者の自宅へ配達しています。その際、安否を確認して健康状態に異常のある場合は関係機関へ連絡しています。また、「食」の自立の観点から、定期的にアセスメントを行い、サービスの実施状況、利用者の状態等を確認し、必要に応じサービスの再調整を行います。

利用者負担額は、事業者が定めた配食価格から本市の委託料を差し引いた金額です。

(利用状況)

年度	延べ利用者数(人)	延べ利用回数(回)
13年	2,434	15,807
14年	5,245	39,509
15年	6,225	50,332
16年	5,778	47,284
17年	5,339	43,720

委託先 社会福祉法人 3 法人、民間法人 4 法人

評価・検証

配食により在宅での自立した生活を支援しつつ、配達時の安否確認やアセスメントにより、利用者の状態等を把握できることから、事業を継続する必要があります。また、アセスメントについては、その記録を独立したプランとして作成するのではなく、既存の実態調査や介護予防プランに反映した形で作成しており、他のサービスとの連携が図られています。

引き続き事業を実施します。

なお、アセスメントはおおむね半年毎に行い、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者および家族等の情報を収集・分析し、実情に応じて生きがい活動支援通所事業のほか、地域住民が主体となった活動などのインフォーマルなサービス等の適切な活用を検討し、その利用調整を行います。(継続)

事業名:訪問看護

[介護保険課·保健予防課]

目 的

主治医との密接な連携にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ること。

現 状

疾病、負傷などによって、寝たきり状態にあるかた、またはこれに準ずる状態にあるかたに、主治医の指示にもとづき、居宅において、看護師などが療養上のお世話または訪問看護サービスを提供します。介護保険や医療保険では老人保健法・健康保険法にもとづき、訪問看護を利用することができます。

対	象	者	給 付 等
要介	護	者 等	介護保険による介護サービス費(訪問看護費)
老人医	療	対象者	老人保健(老人医療による)老人訪問看護療養費
上記り	人外(の患者	健康保険による訪問看護療養費

評価・検証

要介護者等に対する訪問看護は、介護保険で指定訪問看護事業者が提供しています。その他の人に対する訪問看護は、医療保険(老人保健)で健康保険の指定訪問看護事業所等が提供しています。今後も高齢者の増加に伴い利用者も増加することが見込まれます。

整備の方向

継続して実施していきます。(継続)

事業名:短期入所(ショートステイ)

[障害福祉課·健康管理課]

目 的

介護者の疾病や冠婚葬祭、旅行などの際、障害児(者)を施設において、一時的な保護や 生活訓練等の指導を行うことにより、障害児(者)の地域生活を支援すること。

現 状

介護者が病気等の場合などに、障害福祉支援施設などの短期入所による入浴・排泄・食事の介護などのサービスを提供します。

なお、宿泊を伴わない短時間の利用については、障害者自立支援法による市町村地域生活支援事業として、平成18年10月より日中一時支援事業短期入所型(精神障害者を除く)として実施しています。

評価・検証

宿泊を伴う利用については、今後も需要が見込まれます。

整備の方向

利用者の意見等を聞きながら家庭環境や個々の身体状況に応じたサービスの提供に努めつつ、今後も事業を継続します。(継続)

事業名:重症心身障害児(者)通園事業

「障害福祉課]

目 的

在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園により日常生活動作、運動機能等に係る訓練や 指導など必要な療育を行い、運動機能などの低下を防止するとともにその発達を促し、併 せて保護者等に家庭における療育技術の習得を図ること。

現 状

平成18年4月1日現在で秋田市からは15名が利用しており、他市町の利用者も含め、1日5名ずつが通園しています。

しかし、利用希望者が増加しているため、登録はしているものの、待機をしている障害 児(者)が2名いる状況です。

実施月日	平成13年 1 月
実施主体	秋田県
実施施設	肢体不自由児施設「太平療育園」
施設種別	B型施設(1日の利用人員5名)
対 象 者	在宅の重症心身障害児(者)
利用者数	15人(平成18年4月1日現在)
利 用 料	飲食物費相当額

評価・検証

利用希望者の増加に対応するため、定員15名のA型の重症心身障害児(者)通園事業の実施が望まれます。

参考

		• TUAL • D	- TUA-10					
項	目	A型施設	B型施設					
実	施施設	重症心身障害児施設もしくは	障害児(者)施設等					
		肢体不自由児施設に併設						
1	日の利用	原則として15人	5人を標準(施設運営に支障の					
定	員		ない程度)					
設	備	ア.訓練室	利用者および入所者の処遇に支					
		イ.集会室兼食堂	障のないよう既存施設の設備を					
		ウ.診察室	利用					
		工.静養室						
		オ.浴室またはシャワー室						
		力.便所						
		キ.調理室						
		ク.リフト付きバス						
		(支障のないときは、イから						
		オおよびキは既存施設のもの						
		を共用可						

整備の方向

太平療育園におけるB型の利用状況や養護学校生徒の進路希望状況等を勘案し、重症心身障害児(者)の日中活動の受け皿が確保されるよう、A型施設の整備について県に要望していきます。(継続)

事業名:難病患者への支援

「健康管理課]

目 的

在宅で療養している難病患者・家族に対し、各種相談に応じたり、ホームヘルプサービスを行うなど、物心両面で地域生活を支援すること。

現 状

現在、国が、難病対策として難治性疾患克服研究事業の対象としている疾患は121疾患です。

1 難病患者地域支援対策推進事業

専門医、栄養士、保健師、福祉事務所職員に加え、難病支援センターや障害者生活支援センターの相談員等の協力を得て、患者、家族を対象とした医療相談会や患者交流会を開催しているほか、保健師等が家庭に出向き、療養上の相談等に応じる訪問相談を行っています。また、在宅の重症難病患者を支援するため、医療や福祉関係者の協力を得て、保健・医療・福祉にわたる各種サービスの効果的提供のための計画を策定し、サービスを提供しています。

2 難病患者等居宅支援対策推進事業

難病121疾患と関節リウマチの患者のうち在宅で療養可能と医師に判断されたかたで、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の対象とならない希望者に対し、食事や身の回りの世話をするホームヘルプサービスの提供を行っているほか、平成18年度からは日常生活用具の給付を開始しました。

なお、費用については、世帯の所得に応じて一部利用者負担があります。

さらに、県の事業である特定疾患治療研究事業および血液凝固因子障害治療研究事業の医療受給者証の交付申請窓口として経由事務を行い、患者や家族の利便性を図っています。特定疾患治療研究事業の対象疾患は45疾患あり、平成17年度の医療受給者証所持者は1,688人と年々増加の傾向にあります。

(ホームヘルプサービス利用状況)

	対象者(人)	利用回数(回)								
平成15年度	2	58								
平成16年度	2	86								
平成17年度	5	164								

(相談状況)

	訪問・来	所相談	電話相	医療相談					
	実数(人)	延べ数(人)	談(人)	回数(回)	参加者数(人)				
平成15年度	243	243	518	3	78				
平成16年度	229	239	535	3	43				
平成17年度	258	296	648	4	81				

(特定疾患医療受給者証所持者の推移)

	人数(人)
平成15年度	1,451
平成16年度	1,609
平成17年度	1,688

(平成17年度 特定疾患医療受給者証所持者 上位5疾患)

()		
疾 患 名	人数(人)	比率(%)
パーキンソン病	291	17.2
潰瘍性大腸炎	226	13.4
全身性エリトマトーデス	155	9.2
特発性血小板減少性紫斑病	94	5.6
脊髄小脳変性症	89	5.3

評価・検証

難病の相談件数は年々増加しており、病気や療養上の相談のほかに福祉サービスに関する相談件数が多く、医療機関や福祉サービス、介護保険サービス等保健・医療・福祉の関係機関と連携した対応が求められています。

整備の方向

1 難病患者地域支援対策推進事業

在宅での療養生活を支援し、難病患者の自立と社会生活を維持するため、医療相談会や保健師等による訪問相談を充実させ、継続実施します。(継続)

2 難病患者等居宅支援対策推進事業

介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の対象外となる患者に対する難病患者 等居宅支援事業として、難病患者等短期入所事業について検討するとともに、病気の進 行に応じた適切なサービスが提供できるようホームヘルプサービス事業、日常生活用具 の給付事業を継続実施します。(継続) 事業名:身体障害児(者)補装具給付等事業

[障害福祉課]

目 的

失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具を交付(修理)し、身体障害児(者)の日常生活や社会生活の向上を図ること。

現 状

補装具の交付(修理)状況

(単位:件)

			補	義	肢	装	補	車	١١	す	步	頭	点	眼 鏡		眼 鏡		盲	義	収	人	ス	そ		
	区分			義	義			電	普	そ		部		色	矯	Π,	弱	遮	人				۲		
							助					ПР		и	-	ンタ	ᆉᄆ	N/z	安			I	'		
1			聴						通	ص ص	行	保	字	め	正	ク	視	光	全		尿		マ	の	計
							つ		Ш	0)		護		が	眼	トニ	眼	眼				喉	装		
年度	`	\setminus														ン			つ						
			器	手	足	具	え	動	型	他	器	帽	器	ね	鏡	ズ	鏡	鏡	え	眼	器	頭	具	他	
	交付	者	74	7	15	95	20	9	41	16	2	1	4	0	0	2	2	1	8	4	4	11	1,614	3	
	~13	児	10	0	0	3	0	1	8	11	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	290	16	
14年度	修理	者	48	9	17	75	4	19	66	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	245
,	12-1	児	25	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	33
	計	者	122	16	32	170	24	28	107	22	2	1	4	0	0	2	2	1	9	4	4	11	1,614	3	
		児	35	0	0	3	0	5	10	11	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	290	18	
	交付	者	104	5	12	145	18	3	42	11	1	1	1	1	/	0	0	5	7	3	2	9	1,833	0	-,
I ⊦	/(1)	児	23	0	1	/	0	0	4	11	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	377	0	
15年度	修理	者	41	6	15	80	3	14	59	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
		児	26	0	0	0	0	4	101	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	J
	計	者	145	11	27	225	21	17	101	17	1	1	1	1	11	0	0	5	7	3	2	10	1,833	0	-, .00
-		児	49	0	1	400	0	4	5	12	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	377	0	
	交付	者児	102	6	15	122	16	5 0	41	12	1	1	0	0	4	4	1	7	8	5	2	13		2	
l F		者	8 43	3	12	93	0 2	26	6 73	21 8	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0 2	0	763 0	9	814 265
16年度	修理	児	35	0	0	93	0	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	44
H		者	145	9	27	215	18	31	114	20	1	1	0	0	5	4	1	7	8	5	4	14	3,233	3	
	計	児	43	0	1	3	0	2	8	21	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	763	13	
		者	112	6	18	120	28	5	55	14	3	2	1	0	3	0	1	4	13	3	2	13	4.872	3	
	交付	見	13	0	0	3	20	3	14	19	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	629	19	710
ال ا		者	57	6	26	90	7	13	66	6	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	3	029	0	
17年度	修理	見	44	0	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
 		者	169	12	44	210	35	18	121	20	3	2	1	0	6	0	1	4	14	3	2	16	_	3	
	計	児	57	0	0	4	2	3	17	21	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	629	25	766

(各年度3月31日現在)

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から点字器、頭部保護帽、人工咽頭、歩行補助つえ、収尿器、ストマ用装具が日常生活用具へ移行、色めがねが廃止、重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具より加わることとなりました。また、利用者負担額は、平成18年10月から原則1割負担に変更になりました。

これまでの給付実績からみて年々その数が増加していることから、補装具の給付、修理等を必要とする人が多数おり、また制度も周知されていることがうかがえます。

その一方で、新型の用具を申請する場合、国の基準額を超えてしまうことがあり経済的 負担が大きくなっていると考えられます。

整備の方向

医療機関の相談室や障害者関係施設・障害者団体などと連携しながら、事業のさらなる 普及や用具の周知を図っていくほか、障害者のニーズを踏まえ、必要に応じて国に要望等 を行い、障害児(者)を支援していきます。(継続) 事業名:精神障害者社会復帰相談指導事業

「健康管理課]

目 的

地域で暮らす精神障害者への社会参加の場を提供し、参加者相互の交流と仲間づくり、 社会復帰を支援すること。

現 状

1 デイケア

主治医の了解があり、通所可能な人を対象に、月2回レクリエーションや話し合いなど、参加者相互の交流を重視した内容で実施しています。

(参加者の推移)

年	度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実施回	数	24	24	24	24	24
対象者	数	18	12	12	13	11
参加延べ	数	243	201	226	203	184

平成11年度より、専用のデイケアルームを設け、憩いの場、交流の場として活用しています。

2 ソーシャルクラブ

主治医の了解があり、通所可能な人を対象に、月1回参加者の自主性を特に重視して 実施しています。

(参加者の推移)

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実施回数	12	12	12	10	12
対象者数	8	9	9	8	7
参加延べ数	69	78	81	64	62

3 デイケアルームの開放

利用状況:平成17年度 4件

利用回数は少ない現状にあります。

1 デイケア

これまでの活動を通し、参加者同士の交流の場になっています。しかし、医療機関での精神科デイケアの充実も図られてきたことから、保健所のデイケア参加者は減少・固定化してきています。

参加者は、デイケア開始当初(昭和63年)から継続している人もおり、自主的に活動できるようになっています。今後の事業については自主活動へ移すよう努力していく必要があります。

2 ソーシャルクラブ

実績は横ばい傾向ですが、参加者が自主的に活動内容を決定し活動しています。今後 も、より自主的に活動できるように支援していきながら、継続して進めていきます。

3 デイケアルームの開放

デイケア参加者が時々利用していますが、今後デイケアルームの開放の内容およびPRについて、検討をする必要があります。

整備の方向

1 デイケア

参加者による自主活動につなげていきます。

参加者自身にあった社会参加ができるように、医師・保健師などで必要に応じてケース検討の場をつくります。

医療機関での精神科デイケアの充実が図られていることから、保健所デイケア参加者の実状を踏まえ、事業実施回数を減少する方向で検討していきます。(21年度縮小)

2 ソーシャルクラブ

引き続き、自主的活動を支援していきます。(継続)

3 デイケアルームの開放

デイケア参加者や作業所の通所生に対し、デイケアルームを開放していることを周知 していきます。(継続) 事業名:地域福祉活動の推進

「 福祉総務課]

目 的

「公(行政)」「共(地域)」「私(市民一人ひとり)」がそれぞれの役割を担い、ともに支え合い、助け合う地域福祉の充実により、誰もが身近な地域で生きがいを持って自立した生活を送れるようにすること。

現 状

社会福祉法第107条の規定に基づき、平成15年度に秋田市地域福祉計画を策定しています。この計画では、"地域福祉"の考え方を市民と共有し、市民一人ひとりが主体的に住みよい地域づくりに参加・参画することをめざしています。

地域福祉の推進にあたっては、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員のほか、ボランティア・NPOなどの市民活動が大きな役割を担っています。

秋田市社会福祉協議会は、社会福祉法の規定による地域福祉を推進する中核的な団体であり、「誰もが安心して暮らせるまちづくりをみんなの手で」を基本理念に、平成20年度までを計画期間とする「ふれあいまちづくり活動計画(秋田市地域福祉活動計画)」に基づき、見守りネットワーク事業の推進および福祉協力員の設置等による地域での福祉活動の推進、ならびに、ふれあい福祉相談センターの開設等による身近な相談機能の充実などに取り組んでいます。

民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法に基づき、障害者等に対する援護活動や相談・助言活動など、地域社会の福祉向上に向けたさまざまな取り組みを行う福祉ボランティアであり、本市では699名の民生委員・児童委員がそれぞれの地域において活動しています。民生委員・児童委員の活動を支える組織として、市内38地区(おおむね小学校区)に「地区民生児童委員協議会」が設置されており、それぞれの協議会ごとに毎月定例会を開催し、委員相互の連帯強化、知識や技術の習得につとめて、組織的な福祉活動を推進しています。

また、ボランティア・NPOなどの市民活動については、新たな公益サービスの提供主体として、また地域づくりの担い手として期待が高まっており、本市では平成16年3月に、「秋田市市民活動促進基本方針」を制定しています。

平成6年度から秋田市社会福祉協議会に委託して開設している秋田市ボランティアセンターでは、福祉ボランティアの仲介・調整などのコーディネートを行うほか、各種ボランティア講座を開催して、ボランティア活動に関心のある人が気軽に参加できる環境を整えるとともに、現在活動をしている個人や団体への相談や援助により活動の継続を支援しています。

秋田市民交流プラザに設置している市民交流サロンでは、市民活動の情報発信、相談業務を行うほか、市民活動啓発・支援事業を通じて交流の場づくりを行うと同時に、市民活動に携わるリーダー的人材の育成などにも取り組んでいます。

評価・検証

地域福祉への理解と熱意については、地域によって温度差があり、さまざまな主体の連携を促しながら地域住民が主体的に地域福祉活動を実践する段階へ橋渡しする必要があります。

整備の方向

ワークショップの充実やモデルケースの紹介等により、地域福祉への市民理解の醸成を 図り、市民の手による主体的な参加・参画による地域福祉の実践を促進します。(継続)

秋田市社会福祉協議会との連携を深め、「ふれあいまちづくり活動計画(秋田市地域福祉活動計画)」の実施を支援します。(継続)

民生委員・児童委員が、障害者等に対する援護活動や相談・助言活動を適切に実施するとともに、地域社会において地域福祉の促進者としての役割を担うことができるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対する活動支援を行います。(継続)

ボランティアへの市民理解を進めるとともに、 誰でもボランティア活動に参加できるよう、秋田市ボランティアセンターにおける取り組みを継続します。(継続)

ボランティア・NPOなどの市民活動を支援するとともに、市民活動に対する市民理解の促進に努めます。(継続)

事業名:障害者関係団体等への支援

「『障害福祉課・健康管理課』)

目 的

障害者関係団体等の活動を支援し、その活動を活発にすることにより、障害者の自立と 社会参加の促進を図ること。

現状

秋田市身体障害者協会、秋田市手をつなぐ育成会の2団体に補助金を交付しています。 また、精神障害者地域家族会「秋田けやき会」など障害者関係団体の研修会開催に協力 する等、活動を支援しています。

さらに、個人で活動しているかたも含め、精神保健ボランティアを育成するため、受入 側との調整や研修交流会の開催をしています。

評価・検証

各団体では、組織率の低下に伴う会員の減少や保護者の高齢化などによって、年々運営が厳しくなっており、補助金のあり方を検討しつつ、引き続き支援していく必要があります。

また、精神障害者の当事者グループがないことから育成を含めて支援していく必要があります。

精神保健ボランティアに関しては、医療機関や小規模作業所などでの活動実績もあり、 精神障害者が地域で暮らしていくための体制づくりの一役を担っています。

整備の方向

各団体の運営は自主運営が基本ですが、自立と社会参加に向けた積極的な活動を促すため、団体の実情を十分に把握しながら今後も助成を継続し、できるかぎり支援していきます。また、知識の普及と障害者の保健福祉向上に努めるため、関係団体が行う活動などに協力し、活動内容の充実が図られるように支援していくともに、精神障害者の当事者グループの育成については、デイケア利用者の当事者グループへの移行などを検討します。(継続)

さらに、精神障害者ボランティアにおいては、引き続き各ボランティア間の交流が図られるよう努めます。(継続)

事業名:住環境の整備

「 障害福祉課・住宅整備課]

目 的

障害児(者)が、安心して暮らせる住宅環境を整備し、障害児(者)の自立した生活を支援 すること。

現 状

1 住宅リフォーム (身体障害者生活環境改善事業)

対象者:肢体不自由障害(上肢・下肢・体幹)の1~3級のかたで、市民税非課

税世帯のかた(ただし、3級は車椅子を使用しているかたに限ります。)

改修種目 :手すり、段差解消、滑り防止等の床材の変更、引き戸等への扉の取替え、

洋式便器等への便器の取替え、浴室・台所・洗面所・玄関の段差解消等

助成限度額:20万円(ただし、介護保険の住宅改修費・日常生活用具の居宅生活動作補

助用具給付を併用するかたは、その給付部分を除きます。)

自己負担 :なし

注意事項 : 助成は1回限り

工事の着工は助成決定後

(利用実績)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度
利用件数	5	13	16	8

2 市営住宅の整備

(1) 市営住宅の供給

平成17年度末現在、24団地2,370戸が供給されています。

構造別では、簡易耐火構造の住宅は511戸、中・高層耐火構造の住宅は1,859戸となっています。

平成10・11年に完成の外旭川団地8・9号棟(耐火構造3階建、48戸)については、 障害者・高齢者に配慮した仕様とし、1階には車椅子での生活ができるように計画された住戸8戸と高齢者用8戸を配置しました。

簡易耐火構造		中層耐火構造	高層耐火構造	計
平屋	2 階建			
299戸	212戸	1,836戸	23戸	2,370戸

(2) 市営住宅の建設事業

新屋比内町に建設する市営住宅については、民間ノウハウを活用したPFI事業として建設しますが、障害者用住戸8戸を配置するほか、社会福祉施設等を併設する計画としており、19年度の建設着手に向けた諸準備を進めています。

3 民間住宅のバリアフリー化に関する相談窓口の設置

バリアフリーに関する相談窓口を設置し、改修事例の紹介や市民へのリーフレット等の配布など、住宅のバリアフリー化の促進に関する啓発や情報提供を行っています。

評価・検証

1 住宅リフォーム (身体障害者生活環境改善事業)

生活環境改善事業の認知度が高まっており、住宅改修についての相談や問い合わせが 多くなっています。

2 市営住宅の整備

老朽化した既存住宅の建替えの際、耐火構造にするとともにバリアフリー化を進めており、障害者が生活しやすい住環境になってきています。

3 民間住宅のバリアフリー化に関する相談窓口の設置

誰もが安心して住み続けられる住まいづくりを目指した住宅のバリアフリー化に関し、市民の関心が低いことから、関係団体・部局と連携し、意識の高揚を図る必要があります。

整備の方向

1 住宅リフォーム(身体障害者生活環境改善事業)

重度障害児(者)が在宅で生活するにあたって必要となる改修項目の内容を検討していきます。(継続)

2 市営住宅の整備

(1) 市営住宅の供給

住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「秋田市住生活基本計画」を策定します。(平成19年度)

住宅困窮者の居住の状況や民間賃貸住宅の事情に応じて、公営住宅の供給の目標量を設定します。(継続)

老朽化した市営住宅のストックについては、中長期的な観点を踏まえ、計画的な建替えを行うとともに、個々のストックの状況に応じて、改良、修繕、維持補修等の措置を講じます。(継続)

(2) 市営住宅の建設事業

老朽化の著しい新屋比内町、金砂町、将軍野、割山、新屋沖田の各市営住宅を統廃合し、PFI事業として新たに新屋比内町に市営住宅260戸を整備します。(平成19年度~平成22年度)(新規)

高齢者や車椅子利用者等が安全かつ支障なく利用できるよう配慮することとしており、障害者用住戸8戸を配置するほか、地域密着型サービスの提供が可能となるような社会福祉施設を併設する計画としています。

[戸数] 1 L D K (障害者用): 8 戸、 2 D K: 105戸、 3 D K: 147戸、計: 260戸

便所内に段差があり、和式便器となっている市営住宅について、床の段差の解消、 便器の洋式化、手すりの設置など、計画的に改善を図ります。(継続)

3 民間住宅のバリアフリー化に関する相談窓口の設置

リーフレット等の配布や、新築・改修等によるバリアフリー化の実例等を紹介し、市 民のバリアフリー化に対する意識の啓発と正しい知識の向上を図ります。

加えて、障害者や高齢者が賃貸住宅に入居しようとする際、拒まれることがないよう、賃貸住宅所有者等の意識の啓発を図ります。

幼児から高齢者、さらには障害のあるなしにかかわらず、可能な限りすべての人が安全で快適に暮らせる住宅の普及を図ります。

また、住宅のバリアフリー化に関する融資制度等の紹介を行います。(継続)

事業名:グループホーム・通勤寮・福祉ホーム

「 障害福祉課・健康管理課]

目 的

障害のあるかたの住まいを確保し、日常生活の援助を行うことで、地域の自立した生活と社会参加の推進を図ること。

現 状

1 グループホーム

知的障害者、精神障害者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を有し、入居者の相談その他の日常生活上の援助を行う施設です。現在、秋田市には知的障害者グループホーム9施設、精神障害者グループホーム9施設、計18施設があります。

2 通勤寮

就労している知的障害者が、グループホームなどで自立した生活を営むことができるように、一定期間入所して、社会適応能力の向上を図る施設です。

現在、秋田市には通勤寮はありませんが、県内には2施設あり、秋田市が援護する知的障害者2人が利用しています。

3 福祉ホーム

家庭環境、住宅事情などによって、在宅での生活が困難な障害者に低額な料金で居室 その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設です。平成 18年10月の障害者自立支援法の施行により、福祉ホーム事業は、地域生活支援事業とし て行うこととなりました。市内には、精神障害者の福祉ホームが2施設設置されていま す。

また、身体障害者、知的障害者の福祉ホームは、秋田市では設置されていませんが、 地域生活支援事業となったことから、他市町の福祉ホームに秋田市が援護する障害者が 入居している場合、その事業者に対して補助します。 障害者自立支援法の施行により、今後、障害の程度が軽度で日常生活の自立度が高いかたについては、入所施設等から地域生活へ移行することとなるため、グループホームのさらなる充実、通勤寮、福祉ホームの充実が求められます。

整備の方向

グループホームについては、知的障害者、精神障害者の地域での自立生活を推進していくため、さらに整備していきます。(継続)

また、福祉ホームの増設、通勤寮の設置については、利用者ニーズの動向を勘案しながら、整備の必要性を検討してきます。(継続)

事業名:情報提供体制

「 障害福祉課・健康管理課・高齢福祉課・子ども未来センター 1

目 的

各種の媒体を通じて情報を提供し、障害者が障害保健福祉サービスや生活に必要な情報 を得ることができるようにすること。

現 状

1 情報誌等による提供

(1) 「障害者のためのくらしのしおり」

障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)所持者が利用できる各種サービスや助成制度について冊子にし、手帳の新規交付者や希望者に配布しています。

(2) 「市民便利帳」

市が行っている各種サービスや手続きの仕方などを掲載している冊子で、障害者に関するサービス・施設も紹介しています。例年、17,000部発行し、本庁の各窓口、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センター、各地域センターなどで、希望者に配布しています。

(3) 「高齢者のためのくらしのしおり」

高齢者保健福祉サービスに関する総合情報案内書として、福祉事務所や支所等の 窓口で希望者に配布するほか、在宅介護支援センター、民生委員などの関係機関等で 活用されています。

(4) 「子育て情報誌」

子育てに関するサービスなどをまとめ編集、発行し、子ども未来センター、児童家庭課、保健予防課、市民課、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センターなどで、転入者や母子健康手帳の交付時などに配布しています。

2 電子情報の提供

「障害者のためのくらしのしおり」電子データを盲学校等に配付していましたが、現在 はニーズがないことから実施していません。現在では、インターネットを活用し、秋田 市ホームページで、障害者福祉に関する各種情報のほか、「障害者のためのくらしのし おり」の内容を発信しています。

また、「市民便利帳」、「高齢者のためのくらしのしおり」、「子育て情報」についてもホームページに内容を掲載しています。

3 広報あきた等

(1) 点字広報(広報あきたの点字版)・声の広報(広報あきたの音声版)

点字広報を年4回発行し、希望する視覚障害者(平成18年度60人)に送付しています。その内容は、市の新規事業の説明や、「広報あきた」の特集記事などで、保存したり、繰り返し読むものとして活用されています。

また、声の広報は、広報あきたの内容を朗読してカセットテープに録音し、希望する視覚障害者に年24回発送し、市政情報等を定期的に得る手段として活用されています。

(2) 広報あきたの特集

随時、障害者への様々な行政サービス等をお知らせしています。制度改正等については、特集記事を組むなどしています。また、障害者への理解を高めるために、障害者の活動・取り組みなども取り上げて紹介しています。

(3) 点字文書

視覚障害者団体への障害保健福祉サービスなどの説明会等において、点字文書による資料を配付しています。

評価・検証

1 情報誌等による提供

(1)「障害者のためのくらしのしおり」 障害者や福祉関係者から好評を得ています。

(2)「市民便利帳」

転入者が市での手続きの仕方や制度を調べるのに役立っているほか、転入者以外の 市民にも各種サービスの案内書として活用されています。

(3)「高齢者のためのくらしのしおり」

各種団体の学習会や、民生委員の研修会などで広く活用されています。

(4)「子育て情報誌」

子育て家庭で幅広く活用されています。

2 電子情報の提供

インターネットは急速に普及してきており、ホームページを随時更新することにより 最新の情報を提供できることなどから、今後の活用の可能性が高まっています。なお、 情報の提供にあたっては、障害者等の利用のしやすさ(アクセシビリティ)への配慮が 必要です。

3 広報あきた等

(1) 点字広報・声の広報

点字広報については、発行回数が限られている中で、視覚障害者が関心の高い情報を提供していく必要があります。また、声の広報については、視覚障害者のかたなどが市政情報を得るための手段として、大いに活用されています。

(2) 広報あきたの特集

障害者が広く障害保健福祉サービス等の情報を得られるように適宜情報を提供していく必要があります。また、市民の障害者への理解・認識を深めるような情報提供も必要です。

整備の方向

1 情報誌等による提供

(1)「障害者のためのくらしのしおり」

今後とも障害者や福祉関係者等に配布し、障害者の日常生活に役立つ情報を紹介するとともに、より利用しやすい構成および情報提供を目指します。(継続)

(2)「市民便利帳」

障害者向けのページにおいて効果的な障害保健福祉サービス等の案内に努めます。 (継続)

(3)「高齢者のためのくらしのしおり」

内容を充実し、高齢者によりわかりやすく、ニーズに応じた情報を総合的に提供していきます。(継続)

(4)「子育て情報誌」

子育てについての様々な情報を見やすく提供していきます。(継続)

2 電子情報の提供

インターネットによる情報提供については、アクセシビリティに配慮しつつホームページを随時更新し、最新の情報提供を行っていきます。(継続)

3 広報あきた等

(1) 点字広報・声の広報(地域生活支援事業)

点字広報は、視覚障害者のニーズにあった内容を適切に選択して情報を提供できるよう検討していきます。また、声の広報は、これまで以上に聞きやすく理解しやすいテープの制作に努めます。(継続)

(2) 広報あきたの特集

障害者が障害保健福祉サービス等に関する情報を適切に得られるよう、掲載時期等にも十分配慮しながら適宜特集等を企画するとともに、さらに積極的に障害者の活動・取り組み等を伝えます。(継続)

事業名:視聴覚障害者への図書館サービス

「 教育委員会中央図書館明徳館]

目 的

目の不自由なかたに、図書資料、雑誌、新聞記事等の情報を提供し、すべての人が図書館サービスを受けられるようにすること。

現 状

1 図書館利用のサポート

明徳館と土崎図書館では、ボランティアスタッフの助力を得て目の不自由なかたの 図書館利用をサポートしています。

実施内容

対面朗読……来館時に、専用スペースで行う朗読サービス テレフォンサービス……電話による朗読サービス 明徳館、土崎図書館には、施設入口に、点字案内板があります。 17年度利用実績:明徳館536件、土崎図書館327件 その他……文学講座などに参加するかたへの、案内等補助

2 朗読ボランティアの育成

朗読奉仕の17年度実績

明 徳 館... 108日 536件 土崎図書館..... 91日 327件

3 点字図書等の提供

市立図書館では、弱視者を対象とした大活字図書を収集しており、明徳館には拡大読書機を設置しています。

点字図書・録音図書の貸出は、市内にある秋田県点字図書館が行っています。

点字図書館は図書の貸出・閲覧・郵送サービスのほか、点字・録音図書の制作、問い合わせに対する調査・回答サービスなどを行い、館内には対面読書室、聴読室、拡大読書機、視覚障害者用パソコンなどを備える専門施設です。

いずれも、目の不自由なかたにとっては、欠くことの出来ない貴重な情報収集の手段となっています。

対面朗読はボランティアで成り立っており、今後とも協力していただける人員の確保と 質の維持・向上が重要な課題です。

整備の方向

いずれも継続して実施します。(継続)

1 対面朗読・テレフォンサービス等

目の不自由なかたへの朗読サービス等を行っていることを、広報等を通じてPRしていきます。

2 朗読ボランティアの育成

目の不自由なかたに対しての対面朗読などのサービスの充実に向け、朗読ボランティアを養成するとともに、その資質向上を支援していきます。

3 点字図書等の提供

大活字図書は今後も積極的に収集し充実させていきます。

点字図書については、障害のない人の視覚障害への理解を促進する効果もあることから、市内の各図書館にも備えることを検討します。

事業名:防災体制

「 防災対策課・障害福祉課]

目 的

災害時要援護者へ配慮した災害予防対策を講じることにより、災害時における障害児 (者)の安全・安心の確保を図ること。

現 状

1 災害時のための緊急救援物資の備蓄

市では、食料品や生活用品を市内各所に備蓄し、飲料水については、八橋運動公園内 に飲料水兼用耐震性貯水槽を整備するなどし、災害時の被災者救済に備えています。

生活用品については、避難所生活をするうえで必要な毛布・タオルなどを中心とし、 食料品については、高齢者にも配慮した備蓄を行っています。

また、障害児(者)を考慮し、車椅子に対応した洋式の簡易トイレの備蓄も行っています。

品名	備蓄数	計画数	品名	備蓄数	計画数
毛布	6,006 枚	5,600 枚	タオル	30,000 枚	30,000 枚
乾パン	24,482 食	0 食	石鹸	5,603 個	5,600 個
白飯(粥)	11,760 缶	14,400 缶	紙おむつ	2,592 枚	2,400 枚
粉ミルク	400 缶	200 缶	防水シート	1,054 枚	1,000 枚
哺乳ビン	300 本	300 本	トイレットへ゜ーハ゜ー	16,760 ロール	16,000 □-ル
石油ストーブ	100 台	100 台	排便処理袋	10,125人分	10,000人分
簡易トイレ	30台	30 台	パン(缶)	5,760 缶	45,000 缶

備蓄状況(平成19年1月末現在)

20台は健常者用、10台は車椅子対応型

2 広域避難場所・避難所の指定

災害発生後の避難場所として、127か所の小・中学校などのグランドや都市公園を指定しているほか、災害により居住場所を確保できなくなったかたの収容保護を目的として、139か所の小・中学校などの校舎、公民館やコミュニティセンターなどを避難所として指定しています。

これらの避難場所と避難経路の案内に役立てるため、避難標識のほか、案内板、誘導板を設置しています。

広域避難場所(指定避難場所)

種別	設置数
小・中・高校のグランド	77か所
上記以外のグランド	11か所
公園	20か所
その他	19か所
計	127か所

避難所(指定避難所)

種別	設置数
小学校	46か所
中学校	24か所
高校	13か所
その他	56か所
計	139か所

(平成19年1月末現在)

3 防災訓練

災害の予防と災害応急対策などの防災活動が迅速的確に実施できるように、秋田市地域防災計画に基づいて、9月1日の「防災の日」前後に、防災関係機関と地域住民が協力して、火災や地震などを想定した総合的な防災訓練を実施し、防災意識の高揚に努めています。

また、5月26日(日本海中部地震が発生した日)の県民防災の日を中心に、市内の事業所・学校・各種施設、町内会などで災害を想定した初期消火、避難誘導などの防災訓練を実施し、広く防災意識の高揚に努めています。

4 地域での支援

大規模な災害が発生した場合、消防や警察などの公的機関による救援活動がすぐに行われない可能性があります。この場合、地域の方々が協力し、初期消火や救出救護などの活動に取り組み、被害を最小限にとどめることが大事になってきます。「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、町内会には、自主防災思想の普及・徹底を図るとともに、組織化についての呼びかけを行っています。

また、災害発生時に聴覚や視覚に障害があるため、情報が伝わりにくいかたや、自力での脱出(避難)が困難な在宅の障害者の情報について、本人の同意を得たうえで介助支援障害者名簿に登録し、自主防災隊長または町内会長に提供し、災害発生時の介助支援をお願いしています。

障害児(者)などの災害時要援護者を適切に避難誘導するためには、地域住民や自主防災組織等の協力が不可欠であり、災害時における自主防災組織の役割は非常に大きいものがあります。

平成19年1月末現在、592の町内会において自主防災組織が結成され、災害に備えた 防災活動を行っており、これらの組織に対して、防災資機材の助成を行っているほか、 訓練および研修会等を通じて育成強化に努めています。

自主防災組織の結成状況(平成19年1月末現在)

昭和43~平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合言	i†
211	65	225	73	18	592	

介助支援障害者登録者数(平成19年1月末現在)

視覚障害	聴覚障害	下肢障害	知的障害(療育手帳A)	合 計
593	480	3,206	296	4,575

5 情報提供

広く災害情報を提供するために、各種災害情報を秋田市ホームページで公開しているほか、速やかな情報伝達を図るため、電話・FAX・メールを活用した「災害時情報提供システム」を運用するとともに、町内会・自主防災組織における連絡体制の整備を指導しています。

評価・検証

1 災害時のための緊急救援物資の備蓄

障害者数が増加傾向にあることから、引き続き、障害児(者)に配慮した緊急救援物資の備蓄が必要です。

2 広域避難場所・避難所の指定

都市構造や社会状況の変化に即した避難標識等を設置するとともに、避難経路等を考慮した避難場所等の指定が必要です。

3 防災訓練

組織又は町内会等の地域単位の防災訓練の指導・啓発に努め、より実践的・効果的な 訓練の実施を図る必要があります。

4 地域での支援

地域ぐるみの防災活動を推進するため、引き続き、自主防災組織の組織化・育成強化 に努めていく必要があります。

5 情報提供

災害時情報提供システムによる提供情報の拡充を図りながら、複数の伝達手段を活用 するなどし、迅速・確実でわかりやすい情報提供体制の構築に努める必要があります。

整備の方向

1 災害時のための緊急救援物資の備蓄

利用者のニーズに対応した種別・数量等を考慮しながら、資機材(車椅子、身障者用トイレなど)の備蓄に努めます。(継続)

2 広域避難場所の指定

点字案内板の設置など避難標識等を充実させ、設置場所を考慮しながら避難場所の指定とPRを図ります。(継続)

また、避難場所や避難経路に点字ブロックを敷設したりスロープ化を図るなど、バリアフリー化を進めていきます。(継続)

さらに、避難所においては、障害児(者)が利用しやすいスペースを優先的に確保し提供できるよう整備に努めます。(継続)

3 防災訓練

各地域での防災訓練に障害のあるかたにも参加してもらい、訓練を通じて災害発生時 に取るべき行動など防災に対する理解を深めるよう啓発に努めます。(継続)

さらに、地域住民の理解と協力体制を確立するよう努めます。(継続)

4 地域での支援

障害児(者)の安全確保を図るため、情報伝達、避難誘導、救助などの体制づくりを町内会(自主防災組織)や民生委員・児童委員などの協力を得て推進します。(継続)

5 情報提供

障害児(者)の情報を把握し、障害別の情報収集能力を検証しながら、情報提供体制や、 支援体制の充実を図ります。(継続) 事業名:救急救命体制

「消防本部救急課]

目 的

救急車を要請した傷病者の元に素早く到着させ、命の危機に瀕したかたへ必要な救命処置を施し、傷病者の状態に合った医療機関へと搬送すること。

現 状

本市では、8隊の救急隊が全市をカバーしており、出動してから傷病者の元へは、およそ6分で到着します。しかし、救急出動件数は年々増加し現場への到着時間は遅延する傾向にあります。命の危機に瀕した傷病者へは、一刻も早い応急手当が必要であるため、市民にAED(自動体外式除細動器)の取扱方法を含む心肺蘇生法を広く普及し、救急隊到着前の貴重な時間を埋める体制を目指しています。

また、言語や聴覚機能に障害のあるかたでも119番通報できる「119FAX」システムにより、受信はもとより、救急隊などが出動した旨を通報者へ知らせたり、応急手当の方法を解説したシートを返信するなど、障害者のかたへのサポートを行っています。

一方、民間のタクシー事業所 2 社では、患者等搬送用自動車 2 台 (ベッドを備えた専用車) を使用し、障害のあるかたや在宅医療を受けられているかた、寝たきりの高齢者を対象として、病院の入退院や通院および社会福祉施設等への送迎 (平成16年 2,594人、平成17年 2,116人、平成18年 2,924人) を有料で行っています。

評価・検証

救急出動件数の増加による現場への到着遅延の対応として、消防隊と連携した救急活動により、迅速な応急手当の開始を維持しています。市民への応急手当の普及では、福祉施設関係者をはじめ、延べ67,808人もの市民が救命講習修了証を取得しています(平成6年~平成18年)。

また、固定電話からの119番通報は、発信地表示機能を備える指令システムにより、障害のあるかたからの通報でも場所の特定が容易になっており、このような体制の維持、継続が必要です。

民間で行っている患者等搬送事業については、消防本部が事業者の認定と自動車への認 定マークの明示、乗務員への講習を定期的に実施しており、また、搬送中の容態急変など の場合、消防との連携体制が保たれています。 今後とも、身体に障害を持つ方々へのサービスを向上させるため、関係事業を継続し救 急救命体制の充実を目指すとともに、民間の患者等搬送事業については、新たに車椅子専 用車を対象とするなど、患者等搬送用自動車の認定を拡大し、質的向上を図ります。 (継続) 事業名:緊急通報システム

「 障害福祉課・高齢福祉課]

目 的

身体障害者や一人暮らし高齢者の急病や緊急時に、迅速かつ適切に対応し、身体障害者 等の日常生活の安全を図ること。

現状

身体障害者等に緊急通報装置を貸与します。家庭内で病気などの緊急事態に陥った身体障害者等から緊急通報を受信した場合、緊急通報受信センターは、あらかじめ登録された協力員または消防に当該身体障害者等の援助や救助を要請します。また、委託先より週1回の安否確認電話(お元気コール)を行います。

単位:件

	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
設	置数(台)	598	654	684	769	773
通	救急車手配	24	38	44	30	59
報	タクシー手配	2	1	1	2	0
状	相 談	55	40	69	65	49
況	協力員手配	2	0	32	29	30
	計	83	79	146	126	138

評価・検証

高齢者の増加、核家族化の進展により年々設置台数が伸びてきているため、通報件数が増加しています。通報内容によっては、協力員へ出向要請を行いますが、その際、協力員の役割や、任務の重要性について、十分な理解がなければ迅速な対応ができないこととなります。

また、安否確認の「お元気コール」の際も含め、通報内容には相談用件も多くあり、委託先担当者が、福祉サービスの知識を習得したり、理解を深める必要性が高まってきています。

協力員任務の重要性についてさらに理解を深めてもらうため、利用申請時に協力員の手引きを配付するなどして、十分に事業について説明することに努めます。さらに、現在協力員になられているかたに対しては、利用者より任務の再確認を依頼します。(継続)

委託事業者に対し、定期的に福祉サービス全般についての情報を提供し、相談業務についても充実を図ります。(継続)

事業名:バリアフリーによるまちづくりの推進

「「都市計画課・公園課・道路維持課・道路建設課」」

目 的

だれもが快適に利用できる公共施設とやさしく自由に移動できる公共交通機関をめざし、バリアフリー化の促進を図ること。

現状

高齢者、障害者等が、安全かつ快適な日常生活又は社会生活が確保されるよう配慮された社会を形成するため、平成15年4月に秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例が施行されました。この条例の施行により、公共施設、病院、百貨店等不特定多数の人が利用する施設のバリアフリー化の整備基準が定められました。

また、高齢者、障害者等が、公共交通機関特に鉄道、バス等を利用して移動する際の利便性および安全性の向上を目的に、平成12年11月に交通バリアフリー法が施行され、秋田市においても、同法に基づき平成16年度に「秋田市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

この基本構想では、秋田駅および土崎駅の駅舎とその周辺を、特定旅客施設および重点整備地区として設定しています。平成17年度には、交通バリアフリー基本構想を踏まえた 秋田市交通バリアフリー特定事業計画を策定し、公表をしています。

バリアフリー化の現状として、公共施設および公共交通機関とも利便性の向上や安全性の確保等を目的とした整備が進められていますが、施設内の移動における昇降設備や出入口における段差解消のためのスロープの未整備など、高齢者、障害者が施設を自由に利用するうえでのバリアフリー化は十分とは言えません。

評価・検証

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例の施行により、既存施設の改善が促進されるとともに、近年建設された施設はバリアフリーに関する配慮をした整備が図られています。

交通バリアフリー基本構想については、平成17年度策定の特定事業計画で、平成22年度 を目標とした各事業者の整備内容が具体化されています。

1 公共施設等のバリアフリー化の推進

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例による施設のバリアフリー化の整備基準に基づき、医療施設、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設など不特定多数の人が利用する公共性の高い建築物のバリアフリー化を進めていきます。(継続)

また、歩道の段差や傾斜の解消、電柱の移設や側溝改良、視覚障害者誘導用ブロックの整備、音響式信号機(1)と青延長用押ボタン付き信号機(2)の設置による「人に優しい道路づくり」や道路との段差を解消、スロープ化、休憩施設を配置した「人に優しい公園づくり」を進めていきます。(継続)

- (1)音響式信号機:歩行者用青信号の表示されていることを音響で知らせることができる信号機
- (2) 青延長用押ボタン付き信号機:「青延長用押ボタン」を押すと、歩行者用青信号の延長を行うことができる信号機

2 交通バリアフリーの推進

平成18年度は、特定事業計画の内容と現状の整備状況を照らし合わせ、進捗状況をチェックしていくための秋田市交通バリアフリー推進協議会(仮称)を設置し、平成19年度以降、年一回、協議会を開催します。推進協議会においては、特定事業計画の進捗状況を確認し、事業が遅れている場合は事業者へ整備の促進を要請していきます。(継続)

事業名:障害者バス無料化事業

[障害福祉課·健康管理課]

目 的

障害児(者)に対し、路線バス運賃を市内全域無料化し、継続的な通院加療、生活圏の拡大および社会参加を図ること。

現 状

1 身体障害児(者)および知的障害児(者)

在宅の身体障害児(者)、知的障害児(者)(身体障害者手帳、療育手帳所持者)で、路線バスを利用するかたに福祉特別乗車証を交付し、市内の運行運賃を無料化しています。介護者付きのバス利用が一週あたり3日以上の状態にあるかたで、バス利用の目的が通学、障害者施設への通所もしくは通院の場合は、第一種身体障害者手帳および療育手帳Aまたは12歳未満の身体・知的障害児を介護するかたに限り、申請により介護者のバス運賃も無料になります。

福祉特別乗車証 交付者数の推移

区分	身体障害児(者)		知的障害児(者)		計	
年度	総数	介護者付	総数	介護者付	総数	介護者付
13年度	3,904	1,994	473	224	4,377	2,218
14年度	4,028	1,959	535	233	4,563	2,192
15年度	4,039	2,106	484	231	4,523	2,590
16年度	4,332	2,199	570	260	4,902	2,459
17年度	4,255	2,147	588	227	4,843	2,374

2 精神障害者

在宅の精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)で、医療機関への通院や社会復帰訓練の通所をするため、路線バスを利用するかたに対し、福祉特別乗車証を交付し、市内の運行運賃を無料化しています。

精神障害者	バマ無	料化車	半 利田	日老数
	\/**	イイコレコサ	未小川刀	ᄀᆸᇴ

区分	在宅精神	精神保健福祉	バス無料化
年度	障害者数	手帳所持者数	事業利用者数
13年度	2,440	467	298
14年度	2,760	533	335
15年度	2,863	642	397
16年度	3,641	774	446
17年度	4,248	926	493

評価・検証

1 身体障害児(者)および知的障害児(者)

在宅の身体障害者手帳または療育手帳所持者に「福祉特別乗車証」を交付しており、 通院等の交通費の軽減や積極的な社会参加に役立てられています。

障害者の交通手段等の実態や将来的な変化に応じた助成内容等について検討していく 必要があります。

2 精神障害者

精神保健福祉手帳所持者に福祉特別乗車証を交付しており、手帳を申請する理由の一つとなっています。近年、在宅の精神障害者の増加に伴い事業費も増加しています。

整備の方向

1 身体障害児(者)および知的障害児(者)

身体障害者手帳や療育手帳所持者が年々増加し、交通手段等も変化していくことを踏まえながら、助成内容等を検討していきます。(継続)

2 精神障害者

精神障害者が地域生活を営むうえで継続的な通院等は重要なことであり、それを支援する施策の一つとして、今後とも事業内容を検討しながら継続実施していきます。 (継続) 事業名:通院移送費給付事業

[障害福祉課]

目 的

重度身体障害児(者)が通院に利用するタクシー料金の一部を給付することにより、通院加療の利便を図ること。

現状

重度身体障害児(者)にタクシー利用券を交付し、通院費用の一部を助成しています。タクシー利用券は、1回の乗車につき1枚(580円)使用することができます。

	下肢および体幹機能障害 1級~3級(昭和53年)	
対 象 者	視 覚 障 害 1級~3級(昭和59年)	
	内 部 障 害 1級(平成11年)	
交付枚数	1か月あたり4枚。ただし、腎臓機能障害1級で人工透析のためタ	
クシーで通院加療しているかたは16枚		

(利用者数等の推移)

年度	利用者数	交付枚数	利用枚数	利用率(%)
13年度	2,173	96,552	49,531	51.3
14年度	2,252	100,112	48,156	48.1
15年度	2,414	106,916	53,081	49.6
16年度	2,594	130,772	67,076	51.3
17年度	2,740	149,088	76,059	51.0

評価・検証

平成16年4月1日から、腎臓機能障害1級で人工透析のためタクシーで通院加療しているかたへの交付枚数を増やしたため利用枚数が増加しており、制度の見直しによって必要性の高いかたの利便が図られています。

整備の方向

今後も交付枚数等のあり方について、対象となる障害の内容や程度に応じ、検討していきます。(継続)

事業名:福祉有償運送

[障害福祉課・介護保険課]

目 的

移動時にストレッチャー等を使用するため、通院や社会参加などの際に、公共交通機関 を利用することが困難な重度の障害者および要介護者の交通手段を確保すること。

現状

福祉有償運送は、特定非営利活動法人等が会員として登録した障害者や要介護者を対象に運送事業を行う場合、市が設置する福祉有償運送運営協議会において、タクシーなどの車両数や利用者数などの状況について協議し、事業の必要性について福祉有償運送運営協議会の承認を得たうえで、国土交通省秋田運輸支局の登録を受けて行うことができます。市内では、平成18年10月から1法人が福祉有償運送を行っています。

(利用者数等の推移・平成18年)

	10月	11月	12月
利用件数	43	30	33

評価・検証

障害のある方が増加しており、移動手段の一つとして需要が見込まれる中、今後の福祉 有償運送の拡大については、他の運送事業等の状況を踏まえて、福祉有償運送運営協議会 で判断していく必要があります。

整備の方向

現在実施している福祉有償運送の運行上の安全や利便の確保について、福祉有償運送運営協議会で協議していくとともに、今後の福祉有償運送の拡大については、他の交通機関の状況等を勘案しながら、必要性を検討していきます。(継続)

事業名:自動車運転免許取得費、改造費助成事業

「 障害福祉課]

目 的

身体・知的障害者が自動車運転免許を取得する費用や、身体障害者自らが所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置等を改造する費用の一部を助成して自動車を運転できるよう支援し、社会参加をしやすくすること。

現 状

1 自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳4級以上の肢体不自由者、聴覚障害者および療育手帳の交付を受けたかたで次の要件をすべて満たすかたを対象に、自動車運転免許取得費の一部を助成(限度額10万円)します。

- ・免許証の交付を受けてから6か月以内。
- ・社会参加活動に効果があると認められる。
- ・飲酒、薬物使用等の事故による、運転免許の取消処分を受けていない。

(年度別利用状況)

年度	15年度	16年度	17年度
件数	5	6	1

2 自動車改造費助成事業

身体障害者手帳の交付を受けている3級以上の上肢・下肢障害又は体幹機能障害者等で次の条件をすべて満たすかたを対象に、自動車改造費の一部を助成(限度額10万円)します。

- ・社会参加活動に効果があると認められる。
- ・前年の課税所得金額が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない。

(年度別利用状況)

年度	15年度	16年度	17年度
件数	1	3	6

特に自動車改造費助成事業は件数が伸びるなど、自動車運転免許取得費助成事業とともに障害者の社会参加のために必要な事業となっています。

整備の方向

事業の周知を図りながら、地域生活支援事業として今後も事業を実施します。(継続)